

## 委員会および各部会、WG の状況 (中間とりまとめ以降)

### 委員会

#### (1) 中間とりまとめ以降の状況

##### 委員会

- 5/10: 河川管理者からの質問事項の提出 (委員会中間とりまとめ、淀川部会中間とりまとめ)
- 5/15: 第 11 回委員会 質問内容についての意見交換
- 5/24, 5/29: 河川管理者からの質問事項の提出 (琵琶湖部会中間とりまとめ、猪名川部会中間とりまとめ)
- 6/ 6: 第 12 回委員会 質問内容についての意見交換 (第 11 回に引き続き)
- 7/30: 第 13 回委員会 今後の進め方等について議論
- 9/12: 第 14 回委員会 最終提言の作成方針、素案を検討、主要論点について議論
- 12/ 5: 第 15 回委員会 河川管理者としての府県との質疑応答および提言案(021129 版)に関する説明

##### 拡大委員会

- \* 11/13: 拡大委員会 最終提言素案(021113 版)および住民意見聴取・反映に関する提言素案(021101 版)について意見交換

##### 水需要管理WG

- 7/ 2: 第 1 回水需要管理WG 寺田委員より利水の考え方の転換ポイントについて説明
- 7/ 8: 第 2 回水需要管理WG 河川管理者よりフルプランについて説明
- 8/ 7: 第 3 回水需要管理WG 自治体の農政担当者より農業用水の実態について説明
- 8/19: 第 4 回水需要管理WG WG のとりまとめ方法、水質の問題について意見交換、一般の方より情報提供。
- 9/10: 第 5 回水需要管理WG 9/12 委員会へ提出するWG とりまとめについて意見交換
- 9/30: 第 6 回水需要管理WG 最終提言作業部会へ提出するWG とりまとめについての意見交換
- 10/22: 第 7 回水需要管理WG 最終提言利水部分 (3、4 章) 素案について検討、とりまとめ

##### 水位管理WG

- 6/26: 第 1 回水位管理WG 今後の検討事項について議論
- 7/19: 第 2 回水位管理WG 河川管理者より瀬田川洗堰における水位操作の現状と水位操作を行わない場合を 3 つのパターンでシミュレーションした結果の説明
- 7/23: 第 3 回水位管理WG 河川管理者より洪水調節のルール、西野委員から「瀬田川洗堰水位操作規則の変更が琵琶湖の生態系に及ぼす影響」等について説明
- 8/ 5: 第 4 回水位管理WG これまでのWG の検討内容について整理
- 8/23: 第 5 回水位管理WG 西野委員、河川管理者より情報提供。これまでに収集した水位管理に関するデータや資料について意見交換
- 9/13: 第 6 回水位管理WG 最終提言作業部会へ提出するWG とりまとめについての意見交換
- 10/ 2: 第 7 回水位管理WG ダムと下流の問題、淀川大堰と下流について検討 (最終提言素案については、メール等を通じて意見交換を行った)

## ダムWG

- 8/29：第1回ダムWG WGの検討の前提、フレーム等について意見交換
- 9/19：第2回ダムWG 河川管理者よりダムの現状について情報提供
- 10/6：第3回ダムWG ダムに関する情報共有と河川整備の理念転換について意見交換
- 10/21：第4回ダムWG 最終提言素案について意見交換

## 一般意見聴取WG

- 9/11：第1回一般意見聴取WG 今後の進め方等について検討
- 10/7：第2回一般意見聴取WG 最終提言の目次の構成と内容等について意見交換
- 10/14：第3回一般意見聴取WG 最終提言作業部会へ提出するWG案について検討
- 10/21：第4回一般意見聴取WG 最終提言（一般意見聴取関連部分）素案について検討

## 水質WG

- 9/12：第14回委員会にて設立が決定
- 10/1：第1回水質WG 「河川整備計画」に書き込むべき水質の目標設定、具体的な対策などについて意見交換
- 10/19：第2回水質WG 最終提言3章（環境部分）、4章（水質部分）の素案について意見交換

## 最終提言作業部会

- 9/12：第14回委員会にて、運営会議（8/27）での決定事項（最終提言を運営会議メンバーおよび各委員会WGリーダーで構成する「最終提言作業部会」が主体となって取りまとめる）が了承された。
- 9/12：第1回最終提言作業部会 今後の進め方等について検討
- 9/28：第2回最終提言作業部会 目次案および素案の検討
- 10/10：第3回最終提言作業部会 最終提言素案についての検討（3章を中心に）
- 10/24：第4回最終提言作業部会 最終提言素案についての検討
- \* 11/25：提言のダム部分に関する検討会 提言のダム部分(4-6)について検討
- \* 11/27：第5回最終提言作業部会 最終提言素案(021113版)の修正について検討

（\*は7頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

## （2）ワーキンググループ及び作業部会メンバー

現在、以下のWG、作業部会が設立されている。（\* = WG専任委員）

- 水需要管理WG : 今本委員（リーダー）、荻野委員、川上委員、宗宮委員、寺田委員、寺川委員、小尻委員\*
- 水位管理WG : 榎屋委員（リーダー）、江頭委員、田中(哲)委員、谷田委員、西野委員、村上委員
- ダムWG : 池淵委員（リーダー）、今本委員、江頭委員、倉田委員、田中(真)委員、寺川委員、細川委員、本多委員、榎屋委員
- 一般意見聴取WG : 三田村委員（リーダー）、嘉田委員、川上委員、塚本委員、仁連委員、尾藤委員、畚野委員、村上委員、山村委員
- 水質WG : 宗宮委員（リーダー）、川上委員、中村委員、森下委員、矢野委員、和田委員

最終提言作業部会：今本委員（リーダー）、芦田委員長、川那部委員、寺田委員、米山委員、江頭委員、榊屋委員、池淵委員、三田村委員、宗宮委員、山村委員

（３）今後の予定

1/17：第16回委員会

## 2 琵琶湖部会

### (1) 中間とりまとめ以降の状況

5/28～：河川管理者からの質問に関する委員の回答案を募集

6/4：第14回琵琶湖部会

現地視察（高時川上流部（丹生ダムサイトから源流部にかけて））

一般意見の聴取の試行（高時川流域の住民との意見聴取）

河川管理者からの質問事項への対応検討

6/17：第15回琵琶湖部会

河川管理者からの質問事項への回答・対応方向の検討

～6/28：委員から回答案を提出（欠席予定者については、必ず回答案を作成）

ワーキングの作成の是非、今後の活動内容等についても意見を募集

各委員からの回答を踏まえ、河川管理者が質問を選定し再度提出

7/4：第16回琵琶湖部会 委員と河川管理者との意見交換

8/8：第17回琵琶湖部会 委員会WGに関する情報共有、治水に関する情報提供、今後の進め方の検討

9/22：現地調査 丹生ダム建設予定地周辺の視察、参加者による懇談会

10/3：第18回琵琶湖部会 最終提言に関する意見交換

\* 11/4：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 「あすの琵琶湖とその集水域の管理に向けて」をテーマに一般の方々からの意見発表と質疑応答

\* 11/9：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 「あすの琵琶湖とその集水域の管理に向けて」をテーマに一般の方々からの意見発表と質疑応答

\* "：第19回琵琶湖部会 最終提言素案(021028版)、住民意見の聴取・反映に関する提言素案(021101版)に対する意見交換

（\*は7頁以降の「結果概要」「結果報告」を参照下さい）

### (2) 論点別検討班（WG）の設立

第16回部会（7/4）にて一般意見聴取、反映に関する検討班（WG）を設置することが決定し、第17回部会（8/8）にてメンバーが下記のとおり決定した。また、第17回部会において、最終提言に向けて文章を調整、推敲する検討班を設置することが決定し、中村委員と中村委員が指名する1名の委員で構成することが確認された。

<一般意見聴取、反映に関する検討班 メンバー>

嘉田委員、仁連委員、三田村委員、村上委員

<最終提言に向けて文章を調整、推敲する検討班 メンバー>

中村委員、川端委員

### (3) 今後の予定

12/14：第20回部会

### 3 淀川部会

#### (1) 中間とりまとめ以降の状況

～5/17：各委員より河川管理者の質問事項への回答案を募集

5/18：午前 論点別WG 午後 部会検討会

河川管理者からの質問事項への対応等を検討

5/27：第15回淀川部会 河川管理者との意見交換

6/16：論点別WG、部会検討会

6/24：第16回淀川部会 河川管理者との意見交換

7/2、7/15：作業部会にて河川管理者への回答、中間とりまとめの修正等を検討

7/31：第17回淀川部会 治水の考え方について河川管理者と意見交換

8/28：第1回現地対話集会（八幡市） 洪水防御、防災をテーマに関係者、住民との意見交換

9/7：第2回現地対話集会（枚方市） 高水敷利用及び環境・水質・生態系をテーマに関係者、住民との意見交換

9/20：第3回現地対話集会（京都市） 水需要管理をテーマに関係者、住民との意見交換

9/24：第18回淀川部会 最終提言素案主要論点（治水）について、および、一般意見聴取・反映方法について議論

10/29：第19回淀川部会 最終提言素案(021028版)について意見交換

（＊は7頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

#### (2) 論点別検討班（WG）の設立

5/11：第2回部会検討会にて、部会委員で論点別検討班を作り、以下の主要な論点を検討することを決定。

- a．水需要管理・水利権：荻野委員（リーダー）、寺田部会長、原田委員、渡辺委員
- b．高水敷の利用問題（本来の川らしさ）：紀平委員（リーダー）、有馬委員、塚本委員、榎村委員、榎屋部会長代理
- c．洪水防御、防災（ダム問題含む）：榎屋部会長代理（リーダー）、今本委員、大手委員、小竹委員、山本委員
- d．環境、水質（ダム問題含む）：川上委員（リーダー）、田中委員、谷田委員、長田委員、山岸委員、和田委員

#### (3) 今後の予定

12/13：第20回部会

#### 4 猪名川部会

##### (1) 中間とりまとめ以降の状況

～6/9：各委員より所属WGごとに河川管理者の質問事項への回答案を募集

6/11：第11回猪名川部会 河川管理者との意見交換

6/28：論点別WG、部会検討会

河川管理者からの質問事項への対応等を検討し、主な質問に対するWGとしての回答案を決定した。

7/11：第12回猪名川部会 河川管理者との意見交換

WG回答案をもとに意見交換を行った

8/2：現地フィールドワーク（実際に猪名川周辺を歩きながら流域住民に意見を伺う）

8/20：第13回部会 今後の進め方、治水に関する河川管理者からの情報提供と意見交換を予定

9/21：現地意見交換会 猪名川について関係者、住民との意見交換

10/1：第14回猪名川部会 最終提言の主要論点に関する情報共有および意見交換

10/17：第15回猪名川部会 最終提言の主要論点に関する情報共有および意見交換

\*11/8：第16回猪名川部会 最終提言素案(021028版)について意見交換

( \*は7頁以降の「結果概要」「結果報告」を参照下さい )

##### (2) 論点別検討班(WG)の設立

6/11：第11回猪名川部会終了後、部会委員で論点別検討班を作り、主要な論点を検討することを決定。

a. 治水：池淵部会長代理(リーダー)、田中哲夫委員、畚野委員、(尾藤委員\*)

b. 利水：本多委員(リーダー)、畑委員、細川委員、森下委員、矢野委員

c. 利用・環境：松本委員(リーダー)、服部委員、東山委員、米山部会長、(吉田委員\*)

( \*は部会長からの依頼により参加されている猪名川部会以外の委員 )

・原則非公開とし、議論の結果等は公表する。各WGに外部の専門家を入れることも検討する。また、必要な場合には河川管理者も議論に参加いただく。

##### (3) 今後の予定

12/12：第17回部会

## 委員会・各部会 結果概要、結果報告

### < 委員会 >

#### 拡大委員会

拡大委員会(2002.11.13 開催)結果概要(暫定版) ..... 8

#### 最終提言作業部会

提言のダム部分に関する検討会(2002.11.25 開催)結果報告 ..... 13

第5回最終提言作業部会(2002.11.27 開催)結果報告 ..... 15

### < 琵琶湖部会 >

\* 琵琶湖部会一般意見聴取試行の会(2002.11.4 開催)結果報告 ..... 16

\* 琵琶湖部会一般意見聴取試行の会(2002.11.9 開催)結果報告 ..... 17

第19回琵琶湖部会(2002.11.9 開催)結果概要(暫定版) ..... 18

### < 猪名川部会 >

第16回猪名川部会(2002.11.8 開催)結果概要(暫定版) ..... 22

注：\*印のものは、結果概要作成中につき結果報告となっています。

## 拡大委員会（2002.11.13開催）結果概要（暫定版）

02.12.02 庶務作成

開催日時：2002年11月13日（水） 13：30～17：00

場 所：国立京都国際会館 アネックスホール

参加者数：委員 39名（うち委員会委員 19名）、河川管理者 21名、一般傍聴者 167名

### 1 決定事項

- ・提言のとりまとめの進め方、および、河川管理者としての府県との意見交換について、運営会議にて対応を検討する。

### 2 審議の概要

淀川水系流域委員会 提言(修正素案 021113 版)に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員から、資料 2-2-1「提言（修正素案 021113 版）」について説明が行われ、各部会での提言（021028 版）に関する意見交換について、各部長から報告が行われた。その後、全委員による意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・流域委員会の使命は、理念の転換とそれを実現するための原理原則を明確にすること。修正素案 021113 版の「4-6 ダムのあり方」について、「(1) 基本的な考え方」は明確に書かれているが、「(2) 新規ダムについて」はわかりにくく、これでは(1)で明確にされたスタンスが曖昧になってしまう。
- ・重要な部分の修正については、何故修正されたのか、その根拠についても教えてほしい。
- ・ダム WG では、計画・工事中のダムについても、新規ダムと同じ扱いをするとの合意が得られたと理解している。修正素案 021113 版には、それが全く反映されていない。
- ・ダムの選択について、条件付きの曖昧な記述にすると、流域委員会での決定がダム建設の免罪符として利用される可能性も否定できない。
- ・修正素案 021113 版は、これまでの部会の議論とは異なる内容となっているように感じる。今後、委員会全体の意見として、各部会、各 WG、各委員の意見をどのように集約していくのか、明確にしておかなければならない。

住民意見の聴取・反映に関する提言（素案 021101 版）に関する意見交換

一般意見聴取 WG リーダーの三田村委員から資料 2-3-1「住民意見の聴取・反映に関する提言（一般意見聴取 WG 素案 021101 版）」について報告が行われ、その後意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・「聞きおく」という従来のスタンスをどう打破していくのかを明確にすることが重要である。具体的な記述が必要だろう。例えば、公聴会・セミナー・現地見学会の使い分けや、NPO・NGO・住民にどう役割を分担して権限を与えていくかについても、提言していくべき。
- ・河川管理者が河川整備計画策定時および策定後に行うべき施策に関する記述（3-2、3-3）は、河川整備に関する提言にも記述する必要がある。  
今後の進め方について
- ・委員長代理より、「12/5 の第 15 回委員会で提言を確定するというスケジュールを延期し提言素案について各部会で十分に意見を交換する必要があるのではないか」との提案が



あり、上記「1 決定事項」のとおり決定した。

- ・河川管理者より、「府県が河川管理者として意見を述べる機会を設定して頂きたい」との要請があり、上記「1 決定事項」のとおり決定した。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、「治水理念の転換（破堤による壊滅的な被害の回避を優先）が、ダム建設の根拠になりかねない状況に留意して頂きたい」「高水敷に関する記述が非常に断定的であるため、河川の利用者から反発を招きかねない。ぜひ、修正を」等の発言があった。

### 3 主な意見

淀川水系流域委員会 提言(修正素案)に関する意見交換

<各部会からの報告>

- ・3章の序文(3-1 ページ 2行目)にある“河川整備計画の大転換”をどう捉えるかについて話題となった。また、提言の内容と現在の住民意識や社会の仕組みとの間に齟齬や葛藤がないとはいえないが、それを克服していかなければならないといった意見交換が行われた。(琵琶湖部会長)
- ・時間の大半が「4-6 ダムのあり方」に関する議論に費やされた。多くの委員がB案を支持したが、中には、B案と言えども淀川部会の中間とりまとめの記述(ダムによる洪水調節は原則として採用しない)よりも後退しているという意見もあった。(淀川部会長)
- ・「4-6 ダムのあり方」のA案、B案について、各委員に意見を述べてもらったところ、B案を支持する意見が多かった。(猪名川部会長)

<提言作成にあたって>

- ・提言には、流域委員会の活動が継続していくことを示さねばならないと思う。「計画策定以前からの委員会の参画」の最後に、「また、計画後の実現に向けての推進方策も計画の中に組み込まれている」という文章を入れたい。

<緒言：川づくりの理念の変革>

- ・河川整備計画は、策定だけでなく、実施することも大事だ。最後の「河川整備計画を作成されるよう希望する」という文言を、「河川整備計画を作成・実施されるよう希望する」と変えてほしい。

<2-1 治水の現状と課題>

- ・今後、洪水問題を考えていくためには、「洪水はわれわれを苦しめる最大の自然災害であった」(2-1 ページ 3行目)という認識だけではなく、「同時に生物の生育にとっては、洪水による攪乱が重要でもあった」といった認識も必要だろう。洪水の意味を広く捉えるための記述が必要だ。

<3 新たな河川整備の理念 序文>

- ・「特に都市化された河川では」という記述を追加してほしい。また、都市そのものも河川によって変化していくという認識が必要ではないだろうか。

<3-5 新たな河川環境の理念>

- ・従来の河川整備は、「水位・流量・流速などを過度にコントロール」(3-5 ページ 1行目)してきただけではなく、「単調、かつ過度にコントロール」に終始してきた、という記述に修正する必要がある。

<4-1 河川整備計画に関する基本事項>

- ・日本という国が社会的・経済的に好ましい方向に動かなければ、総合的な水管理の質も向上しないのではないか。国の動きと水管理の関係性を示すためにも、「国の経済・社会政策の枠組み内での統合が重要であり」(4-1 ページ 5行目)という記述を、「国の経済・社会

政策の枠組みと、密に関係しており」と修正してほしい。

- ・河川整備計画の基本となる「河川整備基本方針」には基本高水流量や計画高水流量が定められており、これを見直すことによってダム必要性が失われる事態も考えられるため、提言には、「河川整備基本方針」についても触れておくべきではないか。

#### <4-2 治水計画のあり方>

- ・破堤回避対策には、費用と時間がかかる。公共工事が厳しく批判されている中で、果たしてそういった整備が可能なのか。まず、住民のことを考えて、10年に1度の洪水を対象にした従来通りの整備を進めるほうが大事だろう。
- ・氾濫を誘導するという新しい概念が示されているが、資産価値の高い箇所とそうでない箇所の補償費や災害復旧費の検討・比較といった問題について、十分な検討や議論が必要だ。また、これまで住民に河川に関する十分な情報が知らされていなかったという問題点を踏まえ、今後は住民に情報を提供し、総合的に判断した工事实施の優先順位も考えた河川整備計画を策定していくべきだろう。

#### <4-6 ダムのあり方>

- ・流域委員会の責務は、河川整備の理念転換とそれを実現するための原理原則を明確にすることにある。修正素案 021113 版「4-6 ダムのあり方」の「(1) 基本的な考え方」ではそれが明確に書かれているが、「(2) 新規ダムについて」はわかりにくく、これでは(1)で明確にされたスタンスが曖昧になってしまう。文章を修正すべき。(委員長代理)
- ・ダム WG では、計画・工事中のダムについても、新規ダムと同じ扱いをすとの合意が得られたと理解している。しかし、修正素案 021113 版の「新規ダムに準じた取り扱いをする」(4-14 ページ 26 行目)という記述では、ダム WG での合意内容が反映されていない。「準じた」という語は、「同じ」という意味ではない。修正してほしい。

ダム WG で議論した内容を反映させるなら、「準じた」という言葉は正確ではない。表現を訂正したい。(ダム WG リーダー)

計画・工事中のダムは、新規ダムと同じ扱いはできない。考え方としては「その段階でできることは新規ダムと同じ取り扱いをしてほしい」が適切ではないか。

- ・「(2) 新規ダムについて」では、淀川部会の中間とりまとめの表現である「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」という文言を復活させた方がよい。
- ・ダムについては、流域住民だけでなく、NGO や NPO も共同で取り組んでいくということを確認するために、流域住民に加えて「および NGO・NPO」と記述したい。
- ・基本的には修正素案 021113 版でいいと思うが、「極力抑制」という言葉だけが独り歩きしないように表現を考慮すべき。
- ・ダムに関する提言は、今後の河川整備の大きなポイントとなるだろう。修正素案 021113 版のような条件付きの曖昧な記述のままでは、流域委員会での決定がダム建設の免罪符として利用される可能性も否定できない。

#### <その他>

- ・流域委員会は河川整備計画だけではなく、計画策定後どう推進していくかについて考えねばならない。提言においては新たに 5 章を作り、計画を実現していくプロセスについて書くべきだろう。
- ・一般の方から、淀川部会の中間とりまとめにあった「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」という文言がなくなったことについて質問を受けた。理由や経緯を説明できないでいる。

委員会としては一度もそのようなことを決定したわけではない。(委員長)

部会でのとりまとめの他、一般からも様々な意見が出ていることは事実だろう。しかし、それに対して、委員会がどう反応するかは、次の問題だろう。当たり前の話だが、全員が賛同できるものは作れない。色々考えてこの案ができたと言明するほかないの

ではないか。

修正素案 021113 版は、これまでの部会や WG の議論とは異なる内容となっているように感じる。素案には今まで議論してきたことが反映されるべきであり、一個人の判断で修正されるべきではない。今後、各部会、各 WG、各委員の意見をどのように集約していくのか、少数意見の取り扱いを含めて明確にしておくべきと考える。

住民意見の聴取・反映に関する提言（素案 021101 版）に関する意見交換

< 提言（修正素案 021113 版）への組み込み >

- ・「3-2 河川整備計画策定時」、「3-3 河川整備計画策定後」には提言（修正素案 021113 版）の「4-7 住民参加のあり方」では書ききれていない住民との連携や協働について記してあるので、ぜひ提言（修正素案 021113 版）に組み込んでもらいたい。

提言（修正素案 021113 版）と住民意見の聴取・反映に関する提言を一緒にするということが、当初、そういう案があった。（委員長）

住民意見の聴取・反映に関する提言全部ではなく、3-2 と 3-3 を提言（修正素案 021113 版）に追加してほしい。

< 一般意見聴取方法の検討 >

- ・意見聴取で大事なのは、「聞きおく」という従来のスタンスをどう打破するかであろう。3-2 の「(2) 住民との連携・協働」(11 ページ 34 行目) では公聴会・セミナー・現地見学会などあらゆる聴取方法が記されているが、提言に必要なのは、その使い分け方や、NPO・NGO・住民にどう役割を分担するかといった具体的記述ではないか。（委員長代理）  
今、話していただいたことについては、一般意見聴取 WG では十分な議論ができなかった。一方で私たちが重要視していたのは、もの言わぬ人々の大きな声をどのように反映するか、あるいは現地での意見聴取効果についてであったが、これらも結論を出せぬまま提言を作ることとなった。（リーダー）

その他

- ・提言のとりまとめという一番重要な部分を急いで進めると、これまで 2 年かけて議論してきた意味がなくなるのではないか。また、最終提言作業部会（以下、作業部会とする）には、地域の特性に詳しい委員も参加させてほしい。

次の作業部会で議論した結果をもとに、12 月 5 日に開かれる第 15 回委員会、さらには各部会で議論してもらうのはどうか。（委員長）

ダムに関しては、委員それぞれ譲れない意見があると思う。少数意見を確認するという意味から、作業部会を開く前に、提言素案 021028 版の A 案、B 案と今日寺川委員が出した案を C 案とし、各委員が現時点でどの案を支持するかを確認したほうがよいのでは。

流域委員会が提示するダムについての考え方を、社会は注目している。慎重に審議しなければならない。

ダムの問題については、今後整備計画原案に個々のダムについて位置づけられた場合に、それをもとに議論をすることになる。ダム案に関しては「抑制する」というかなり強い方向性を出しているので、現段階のままでいいと思う。（委員長）

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から、主に提言素案の記述について意見が出された。

< 主な意見 >

- ・素案 021028 版についての意見だが、まず「2-2 利水の現状と課題」(2-2 ページ 19 行目) では「需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある」と水需要予測についての記述があるが、「批判がある」を「明白な事実である」という表現に変えてほしい。

湧水については、琵琶湖総合開発による利水安全度効果によって、湧水が減ったことを踏まえた記述をしてほしい。さらに「4-6 ダムのあり方」(4-17 ページ 26 行目)で、計画・工事中のダムについて「利水面の一からの見直し」をどこかに明記してほしい。

- ・先日、余野川ダムについて河川管理者に意見を伺ったところ、「壊滅的被害を避けるためにダムをつくる」と考えられているようだった。破堤による壊滅的な被害の回避を優先するという治水理念の転換が、ダム建設の根拠になりかねない状況に留意して頂きたい。
- ・「4-4 河川利用計画のあり方」の中の高水敷に関する記述(4-7 ページ 32 行目)について、二点意見を述べたい。まず、流域委員会の提言の中では自然環境だけを絶対的な基準としているが、何故、淀川だけが自然環境以外の社会、文化、経済的な要因が除外できるのかという点。もう一つは最近公的な空間については住民の意見を聞いて土地利用計画を策定する方向に動いているが、提言案ではグラウンドの排除によって最初から住民の意見を門前払いしているように受け取られかねないという点。流域委員会は河川管理者以上に強権的で排他的であるとの誤解を与えかねない。これらの点を考慮し、文言を修正して頂きたい。

#### 4 今後の進め方について

河川管理者としての府県の意見発表について

- 河川管理者(河川調査官 村井氏)からの要請

- ・流域委員会は、淀川水系の国の直轄区間を対象にした整備計画について議論して頂く委員会であるが、計画を策定するにあたっては指定区間と呼ばれる府県の管理区間との関係についても考える必要がある。これまで、府県には委員会・部会場で議論を聞いてもらっていたが、意見を言ってもらう機会はなかったため、一度、河川管理者としての府県に流域委員会の議論に対して意見を言う機会を設けて頂きたい。(河川管理者)

広く意見を聞くというのは、委員会でも大事だと思うので、12月5日に開催される第15回委員会でそのような場を設けてはいかがだろうか。この後開催する運営会議で決めたい。また、整備局では12月中に原案を出せるのか。(委員長)

素案をいただいた後、12月中を目標に提出したい。(河川管理者)

提言案の確定延長について

- ・河川整備計画原案作成の元となる提言案を12月5日までに確定する目標で話を進めてきたが、それにとらわれずもう少し時間をかけて、各部会の委員の意見を十分に聴取し、作業部会でとりまとめたほうがいいのではないか。現状では作業部会の今本リーダー一人に負担がかかっている。(委員長代理)

確かに、議論を急いでとりまとめるのはよくない。12月5日は提言に関する意見交換の場としてできるだけ皆さんが納得のいく形ですすめたい。スケジュールはこの後の運営会議で相談する。(委員長)

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

開催日時：2002年11月25日（月） 18：30～21：10

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室4

参加者数：委員8名

（提言作業部会メンバーとして、4-6ダムのあり方の執筆担当である池淵委員、今本委員が、素案021113版の修正を検討するに当たり、ダムWGメンバーにも呼びかけて検討会が開催されました）

## 1 検討内容

提言素案の「4-6.ダムのあり方」の記述について、ダムWGの委員による議論が行われた。

「ダムはできるだけ避けよう」の表現について

- ・ ダムに対する基本スタンス（抑制する）を確認後、そのとらえ方として、「原則として採用しない」（淀川部会）、「原則として抑制する」、「極力抑制する」、「できるだけ抑制する」、「原則として実施しない」等の幅広さがあることを議論。その結果、“肯定形の記述を使うのが望ましい”、“ダムを完全に排除するものとの誤解を招かない表現”などの観点から、現時点では「原則として抑制する」との記述表現をすることとなった。

「計画中・工事中のダム」について

- ・ 計画中・工事中のダムに関しては、「河川整備計画」として流域委員会に諮問されるため、その段階で委員会としての判断を下す予定である。また、今後30年間の方針についての提言でもあるため、記述することによって誤解を招く可能性もあるため、素案では「ダムのあり方」についての流域委員会としての見解を示すことに留め、計画中・工事中のダムに関しては、記述しないこととした。

流域住民・NPO・NGOについて

- ・ 流域住民に関しては、「流域住民」とすると範囲が流域内に限定される可能性があるため、「関係住民」と記述することにした。ただし、「関係住民」という表現であっても河川法の解釈では地域が限定されてしまう恐れがあるとの指摘があったため、NPO・NGOを含めるという案、「4-7 住民参加」の部分の趣旨を適用する案、関係住民（住民団体・地域組織を含む）とする案、NPO・NGOと書くと法人格を有した団体のみを対象とするか否かという問題があるため法律の専門家に任せるという案、などが検討された結果、「関係住民（住民団体・地域組織を含む）」という表現をとることとなった。

ダムを計画するにあたっての情報公開・説明責任に関する記述について

- ・ 「自然環境の配慮に関する記述がほしい」との指摘があったため、「自然環境への影響・改善策」と改めた。
- ・ 「自然環境への負荷を考慮した経済性」については、“環境への負荷”という言葉が“経済性”という言葉との親和性が薄いため、「自然環境の価値を考慮した経済性」と改めた。

提言の他の部分との表現の統一、日本語としての正しさ等に関して

- ・ 細かい字句の修正は、提言作業部会に一任する。また、法律面などで表現として適切でない場合には、変更する可能性がある。

## 2 決定事項

検討の結果、別紙の文章を修正案として提言作業部会に提出することとなった。

以上

(別紙)

#### 4 - 6 ダムのあり方

淀川水系では、治水・利水・発電等を目的として多くのダムが建設され、これらが生活の安全・安心の確保や産業・経済の発展に貢献してきている。しかし、ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、取水口・放流口間の河道流量を減少させる、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている。したがって、ダムの建設については次の取扱いとする。

ダム建設は自然環境に及ぼす影響が大きいため原則として抑制するものとし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められかつ関係住民（住民団体・地域組織を含む）の合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。地球温暖化による気候変化や社会情勢の変化などの不確定要素に対しては順応的に対応する。堰についても同様の取扱いとする。

ダム建設を計画する者は計画案策定の早い段階から少なくとも次の事項について徹底した情報公開と説明責任を果たさなければならない。

- ・ダムの必要性と建設予定地点の選定理由
- ・各種代替案の有効性の比較
- ・自然環境への影響・改善策
- ・自然環境の価値を考慮した経済性
- ・関係住民の判断に必要な事項

既設のダム・堰が機能を低下・喪失した場合あるいは自然環境に重大な影響を与えた場合、ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させるにはダム機能の回復あるいは自然環境への影響の軽減をはかるものとする。

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2002年11月27日（木） 17:00～21:00

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 7階 スタジオ2

参加者数：委員10名 委員傍聴2名

## 1 決定事項

- ・各節の作成責任者は、本日の作業部会で作された意見等に基づいて素案を修正する。各作成責任者からの修正案を今本リーダーがとりまとめて修正版を完成させる。庶務はできるだけ早く全委員に発送し、「どうしても納得できない部分」についての意見（少数意見）を照会する。
- ・第15回委員会（12/5）では、河川管理者としての府県との質疑応答も行われるため、提言素案については大幅に修正された箇所の説明を中心に行う。

## 2 主な検討の概要

修正素案 021113 版に関する各委員からの意見及びこれまでの議論、一般からのご意見を踏まえて作成された修正素案に基づいて意見交換が行われた。主な修正についての意見は下記のとおり。

### 2章、3章、4章の節構成

- ・今後の河川整備における環境保全の重要性とポイント（自然環境・生態系の修復、再生、保全）を明確に打ち出すため、2章、3章、4章の節の順番を入れ替え、環境 治水 利水 利用の順に記述する。これに伴い、各章の環境部分の書き出し（「4-5 河川環境計画のあり方」の冒頭文章等）を修正し、「(1) 物理環境」のタイトルと文章を見直す（自然環境の修復、再生、保全を明確に打ち出し、その後そのための施策を説明する、という流れを表現するため）。

### 3-2 新たな治水の理念、4-2 治水計画のあり方

- ・治水の理念転換について、一般、及び自治体が誤解している面があるため、『水害の連鎖からの脱却』を新たな理念とし、最も重要な目標の一つである『破堤による壊滅的な被害の回避』を緊急に実施する」という記述を『超過洪水・自然環境を考慮した治水』『地域特性に応じた治水安全度の確保』を目的とする」に修正した。それに対応して4-2に「(2) 自然環境を考慮した治水計画」という項目を新たに設けた。ただし、「超過洪水」という表現については、これまでの議論（計画高水流量を設定せず、あらゆる洪水への対応を目指す）を反映したわかりやすい表現を引き続き検討する。

### 4-6 ダムのあり方

- ・ダム建設についての記述を「原則として抑制」とし、加えて建設される場合の条件を記載
- ・「流域住民」を「住民団体・地域組織などを含む住民」に修正
- ・新たなダムを期待するような誤解を与える「新規ダム」という表現を用いず、計画・工事中のダムについての記述を削除し、合わせて「ダムのあり方」として記述、等の変更を行った。

### 4-8 河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策

第15回運営会議（11/13）での決定（住民意見聴取・反映に関する提言については、主要な部分を集約し、流域委員会提言に盛り込む。なお、住民意見の聴取・反映に関する提言としては、より具体的な検討を進め、3月頃を目途にとりまとめを行う）に基づき、住民意見の聴取・反映に関する提言「3-2 河川整備計画策定時」、「3-3 河川整備計画策定後」を要約し、4-8として追加した。

このお知らせは委員の皆様にも主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2002年11月4日(月) 13:30～16:30

場所：ピアザ淡海 3階大会議室

参加者数：委員8名、一般傍聴者74名

#### 1 本日の試行の会について

本日の会の主催、琵琶湖部会一般意見聴取検討班三田村リーダーから淀川水系流域委員会の役割と本日の会の趣旨について説明が行われた。

#### 2 一般からの意見発表と質疑応答

5名の発表者から各20分意見発表が行われた後、委員との質疑応答が各10分行われた。

服部健一氏

発表内容：瀬田川とともに歩んできた大津市大石地区(旧大石村)の紹介、水質向上の重要性、そのための住民意識の向上と下水道普及の必要性など

- ・若い時から今までの間、大石周辺の水質に大きな変化があったと思われるか。(委員)  
子供の頃にはモロコなどが沢山釣れた。最近は外来魚は釣れるがモロコなどはほとんど釣れない、と聞いている。(発表者)

正田政郎氏(大津市議会議員)

発表内容：大戸川の洪水被害の歴史、大戸川ダム早期建設の必要性、中間とりまとめにおける治水理念の転換やダムに関する記載内容への反対意見、など

- ・中間とりまとめでは、ダムを完全否定している訳ではないことは理解頂きたい。(委員)  
中間とりまとめの方向が進むとなると住民として理解できない面がある。住民の大半は大戸川ダムの計画を早く推進すべきと思っている。(発表者)

長田征利氏(大津市議会議員)

発表内容：田上山地域における土砂流出抑制策の重要性および総合的な土砂管理のため国による大戸川の管理一元化の要望など

- ・一元化という考えは分かるが、県による一元化もあり得るのではないか。(委員)  
国に管理してもらった方が住民の要望に早急に対応頂けると考えている。(発表者)

横川正巳氏(滋賀県漁業協同組合連合会総務部長)

発表内容：琵琶湖のアユ漁の歴史と重要性、および琵琶湖の水質変化によるアユ漁への影響、提言とりまとめへの要望(今よりも水質の良かった昔を基準に考えてほしい)など

- ・水質の悪化について湖中で起こっている事例などがあればお教え下さい。(委員)  
漁網の汚れが近年酷く、短時間でも汚れる場合がある、と聞いている。(発表者)

東郷尚氏(NPO郷土を愛する会)

発表内容：NPO活動の概要、中間とりまとめにおける河川レンジャーに関する賛同、野洲川河川敷の利用に関する提案、人々が川を守っていくことの重要性など

- ・河川レンジャーとして様々な利害関係の調整等まで行いたいと思われるか。(委員)  
最近道路や川の問題について、住民が参加しやすい気風が行政から出ており、住民の意識も変わってきている。そうなれば、責任感も生まれてくると思う。(発表者)  
その後、三田村リーダーから意見発表者に対して「これまでの発表を聞かれて改めて意見を言われない方は発言頂きたい」との提案があり、3名の発表者から意見が出された。

#### 3 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から「瀬田川にネット状のものを張り巡らせ、ゴミを取ることはできないか」「福井県の中池見湿地における取り組みの紹介」などの発言があった。

#### 4 その他

三田村リーダーから全委員に対して「今回(11/4)と次回(11/9)の試行を総括し、より良い意見聴取のあり方について意見を提出してほしい」との依頼があった。

以上

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。



開催日時：2002年11月9日(土) 9:30～12:30

場所：彦根プリンスホテル 2階 プリンスホール

参加者数：委員12名、一般傍聴者84名

1 本日の試行の会について

本日の会の主催、琵琶湖部会一般意見聴取検討班三田村リーダーから淀川水系流域委員会の役割と本日の会の趣旨について説明が行われた。

2 一般からの意見発表と質疑応答

3名の発表者から各20分意見発表が行われた後、委員との質疑応答が各10分行われた。

今村忠彦氏(EPSC 環境計画市民会議 代表)

発表内容：既存技術の見直しと活用、河川技術者(建設技術者)と地域住民との交流やNPO/NGOとの連携、それらを実現するためのマネジメントシステムの確立、など

・現場の技術や意見が大切だということだが、建設業に携わる中で、地域住民の意見を聞き、それをどう実現してきたのか、お聞かせ願いたい。(委員)

山林の整備について、行政と地域の方々の間を取り持つことで、地域の方に地元の森や川を再発見してもらうことができた。(発表者)

疋田忠夫氏(愛知川 川づくり会議)

発表内容：縦割行政の弊害、ダムや田ごしかんがいによる水質悪化、住民と川との関わりを取り戻す必要性、など

・30年前の行政的な決定のツケがまわってきている。行政は上に行くほど、横の繋がりが失われているが、地元はまだ繋がったままのところが多い。地元から声をどんどん出してがんばってほしい。(委員)

竹田勝博氏

発表内容：内湖の多様な機能と回復の必要性、湿地の開発状況、内湖干拓の変遷、小中の湖と西の湖で発生している水質汚染、など

・内湖の回復事業が現実動き始めている箇所もあるが、他に復元に適している箇所があれば、お聞かせ頂きたい。(委員)

津田内湖でも復元計画が行われているが、他の内湖についても、しっかりと考え直すべき時期にあると考えている。(発表者)

3 一般傍聴者からの意見発表

会場から飛び入りの発表者を募った結果、一般傍聴者3名より希望があり、意見発表が行われた。

北村又郎氏(高月町長)

発表内容：住民の治水・利水に関する不安と丹生ダムの必要性、代替策としての超長期の時間が必要な堤防強化による破堤対策の非現実性、など

酒井研一氏(滋賀県議会議員、湖北土地改良区 理事)

発表内容：治水上の不安解消や河川維持用水の確保等の面から見た丹生ダムの必要性、地元の歴史的経緯を尊重した計画への要望、など

鳥塚五十三氏(南浜漁業協同組合代表理事組合長)

発表内容：水質回復のための農業用水のリサイクル、農薬等を原因とする体形異常魚について、など

4 委員と意見発表者との意見交換

委員と発表者全員との意見交換(発表者同士の意見交換も含む)が行われた。

5 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

6 その他

三田村リーダーから全委員に対して「前回(11/4)と今回(11/9)の試行を総括し、より良い意見聴取のあり方について意見を提出してほしい」との依頼があった。

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

## 第 19 回琵琶湖部会 (2002.11.9 開催) 結果概要 (暫定版)

02.12.02 庶務作成

開催日時：2002 年 11 月 9 日 (木) 13:30~16:50  
場 所：彦根プリンスホテル 2F プリンスホール  
参加者数：委員 15 名、河川管理者 15 名、一般傍聴者 84 名

### 1 決定事項

第 20 回琵琶湖部会(12/14 予定)について、開催の有無、開催する場合の議論内容は、部会長と部会長代理に一任する。委員は、今のところ部会が開催されるつもりで予定に入れておく。

### 2 審議の概要

他部会、委員会 WG の状況報告および情報共有

資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況(中間とりまとめ以降)」、資料 1-2「委員会 WG 結果概要」をもとに、他部会および各委員会 WG の活動状況等について報告が行われた。

最終提言に関する意見交換

・ 今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料 2-1-2「淀川水系流域委員会 提言(素案 021028 版)」をもとに、説明が行われた後、意見交換が行われた。

< 主な意見 >

- ・ 新たな河川整備の理念について、“2000 余年におよぶ川づくりの大転換”との記述があるが、せいぜい明治以来の川づくりを変えるとの理解であり、言い過ぎではないか。

環境への配慮から、従来の治水・利水の在り方を変えるべき、との理解ではだめか。

もっと基本的・根本的な考え方から変えていく必要がある。(リーダー)

- ・ 提言の内容と、現在の住民の意識や社会の仕組み、法制度との間に、齟齬や葛藤があっても、それを克服しようとする動きが新しい仕組みづくりへつながらせる。
- ・ 水質に関する記述は、別項目を立てて内容を充実させるほうがよい。

地域特性など具体的な議論がそれほど深まっていないので項目を立てるのは難しい。

・ 三田村委員(一般意見聴取・反映検討班リーダー)より、資料 2-3「住民意見聴取・反映に関する提言(一般意見聴取 WG 素案 021101 号)」について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

< 主な意見 >

- ・ 提言の中で、意見聴取等の対象としている「関係住民」や「住民」について、定義する必要があるのではないか。

河川法上でいう「関係住民」よりも解釈を広げ、全国どこからでも意見を受け付ける意思はある。(河川管理者)

- ・ 流域センター設置や川の守り人の創設などは、アイデアは面白いが、行政と流域委員会はもう少し独立・対峙すべきものであるため、河川管理者への提言に入れるべきではない。

#### 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から、「河川環境の現状と課題について、以前の琵琶湖部会で議論されたように、浅い水域の喪失は“外来魚を増加させる”のではなく、“在来魚を減少させる”との旨の記述に改める方がよい」との発言があった。

### 3 主な意見

#### 最終提言に関する意見交換

#### < 河川整備の理念（川づくりの大転換） >

- ・3章「新たな河川整備の理念」の最初に、“2000 余年におよぶ川づくりの大転換”との表現がある（3-1 ページ 2 行目）が、明治以降の治水や利水のあり方を変えようという趣旨ではないか。項目 4-6 ではダムのあるあり方についてこれまでの延長でいく案とそうでない案の 2 案が出されており、考え方に一貫性がない。なぜ“大転換”という表現をしたのか。

500 年ほど前から、日本国民は常に水と闘ってきた。最近では近代的な工法で水害をなくす工夫がされてきたが、結果的にはなくならなかった。治水と利水の開発を続けていけば、環境もだめになるし、また現在の行き詰った状況を打開していきたいという気持ちからこの表現とした。（リーダー）

ダムの A 案、B 案の話のつながりや、論理的一貫性についてはどう思うか。

提言素案は各執筆者で独立に書かれているため、2 つの案の調整が取れていない。また、提言は一貫性を重視するよりも、できるだけ「願望」を述べる部分であってもいいと思う。（リーダー）

- ・“大転換”という言葉は、環境への配慮から従来の治水・利水の在り方を変えるべき、との理解ではだめか。（部会長代理）

「今までの方法のこの部分だけ変える」というのではなく、もっと基本的な考え方から変えていく必要がある。（リーダー）

“2000 余年におよぶ～”の記述は少し大げさで、個別の論理的なところで矛盾があるかもしれないが、自然を管理できると過信したことが問題であるといった自然観の転換を図るという点は賛成。

- ・たとえ提言の内容と、現在の住民の意識や社会の仕組み、法制度との間に、齟齬や葛藤があっても、それを克服しようとする動きが新しい仕組みづくりへつながることもある。これまでの延長上で若干変化させていくより、齟齬や葛藤があることを前提に提言づくりをしていけばいいのでは。

#### < 利用について >

- ・一般の人々にとって高水敷の利用、河川の利用というのは生活の中で大きなウエートを占めている。素案で「認めない」など断定的に書いているのは修正すべき。

川でなければできない利用は認めており、全面的に川を遊びに使ってはダメと言っているのではない。

#### < 河川環境について >

- ・河川環境の理念としては多様性を高めていくと理解しているが、どの辺が目標とすべきレベルなのかや、実際の具体的な姿が見えてこない。理念としてはわかるのだが。

実際は良くわからないということであるが、長い歴史の中でその場所に創られた自然の持つ多様性と機能にできるだけ近づけていくということである。

- ・水質問題は、今後の整備計画において非常に重要だと思う。水質については項目 4-6 「水質管理のあり方」という新しい項目を立てて内容を充実させたほうがよい。

水質 WG は設立が他の WG より設立が遅く、地域特性などについての具体的な議論はそれほど深まっていないので、項目を立てるのは難しい。

- ・漁業権の行使において資源維持は最低限必要で、稚魚の放流は継続的に実施していく必要がある。したがって、項目 4-4 「河川利用計画のあり方」(7) 産業的な利用の中の漁業部分について、「稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考えかたを改め」(4-10 ページ 12 行目) という表現を何らかの文章に変えてほしい。

魚の増殖は大事だと思うが、それが放流と同じであるかはわからない。漁業組合の方

など水産関係の人に議論を深めてもらう必要がある。(部会長)

<ダム案2案(A案・B案)に関する主な意見>

- ・今日の琵琶湖部会では、委員全員にA・B案どちらを支持するかを確認しなくていいのか。今日を逃せば、部会委員全員の意思を確認する場がない。先日の猪名川部会では委員全員の意見を確認された。部会としてどういう方向であったかを確認する必要はないのか。

A案もB案も結論的には大きな違いはないし、どちらかに態度を決めるのは酷なような気がする。13日までに一本化する素案は、限りなくB案に近い内容となると思ってもらっていいので、その素案に異論のある人は意見を聞かせてほしい。(リーダー)

B案の中の「計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いを」(4-17ページ 25行目)という表現は、「準じる」の基準が見えにくく、もう少し総合的な判断が必要といった旨を書くのがいいのか迷うところ。書ききれないならA案を支持する。

全く個人の意見だが、提言というものは筋が通っていて分かりやすいということが必要と感じる。皆さんが、A案とB案の内容が大変似ていると考えるなら、B案の方がわかりやすい。B案のとおりでと言っているのではない。(部会長)

B案を支持するが、ダムには非常に膨大な予算がつき込まれるので、B案にコストの問題も記述してほしい。

A案にはコストの問題が入っている。個人的な意見を言うと、A案はいろいろな案を総合的に考えている点で、研究者・技術者の立場から賛成。ただし内容が非常にわかりにくい。はじめから絞り込んでいるB案には抵抗がある。(部会長代理)

B案ぐらいにははっきり記述したほうがいい。ただし、(2)の「計画・工事中のダム」については、そもそも建設を国が地域にお願いしたといった経緯があり、もう少し配慮が必要なのでそのような点を数行追加する提案をしたい。

住民意見聴取・反映に関する提言に関する意見交換

<住民の定義に関する主な意見>

- ・河川管理者が作成する原案に対して、住民から意見を言う機会を十分に提供してほしい。それであればこそ、この委員会が個別の地域の状況が十分把握できていない状況のもとで理念の転換など思い切った提案ができるのだから。
- ・提言の中に「流域住民」と「住民」という言葉が使われているが、この2つの意味に違いはあるのか。また「住民」の定義を教えてください。

住民の前に「流域」をつけるかどうかはあまり議論しておらず、「流域住民」という言葉は多分不用意に使われている。「住民」の定義は特にない。(WGリーダー)

「住民意見の聴取」としての提言であれば、当然対象として何らかの住民の集合体を考慮しているはずだ。「住民」の定義をあいまいにして「住民意見の聴取・反映」と表記した提言を出すことに疑問を感じる。

その件についてはWGでも議論があった。例えばダム建設が森林の減少などにより地球温暖化に関わるとなると、影響を受ける住民の範囲は非常に広い。そのため、極めてほかした表現を採用した。(WGリーダー)

「市民」というのは価値観がはっきり入っている概念。これに比べると「住民」というのは「そこに住まいする人」という意味しか持っていない。議論の幅を残す意味であえて価値観がはっきり出ない「住民」という表現がいいと思う。

- ・河川法ではどのように住民を定義しているのか。

河川法条文では、「関係住民」という書き方をしている。「改定河川法の解釈とこれからの河川行政」(建設省河川法研究会編著 ぎょうせい)という本では、「『関係住民』とは、河川整備計画が対象とする河川と関係のある地域の住民であり、計画の内容によって様々であるが、基本的には、洪水の氾濫想定地域や流域の住民を想定している。本川に関係のない支流の整備計画については、当該支流に關係する住民である」と書いてある。国としてはどここの住民といった関係住民を限定するという意識はなく、全国どこからでも意見を受け付ける意思はある。(河川管理者)

<流域センター・川の守り人（もりびと）の定義、位置づけに関する主な意見>

- ・中間とりまとめで使われていた「河川レンジャー」という言葉を「川の守り人」という言葉に変えた理由は2つある。1つは人と自然を分離して管理する自然保護概念が存在するアメリカでは「レンジャー」という言葉が森林保護官や森林管理官という意味で使われており、自然を守りながら利用するという日本の自然観と違うと考えられたから。もう1つは、既に制度的に「レンジャー」という言葉が使用されているので、あえて和語を使う方がいいとの見解からである。
- ・流域センター設置や川の守り人の創設などは、アイデアは面白いが、行政につくらせてそこに入るというのは甘えが感じられ、行政と流域委員会はもう少し独立・対峙すべきものであるため、河川管理者への提言に入れるべきではない。また計画の継承・推進のための機関というのも本来はオンブズマンで行うべきもの。再度整理していただきたい。

#### 一般傍聴者の発言

最終提言の「2-4 河川環境の現状と課題」の記述（2-4 ページ 28 行目）について、「浅い水域の喪失はオオクチバス（俗称ブラックバス）、ブルーギルなどの外来魚の繁殖適水域を格段に増大させる要因にもなっている」とあるが、以前琵琶湖部会でも発言したが、外来魚の繁殖域が増えたことよりも、在来魚の繁殖適水域が減ったことを強調すべきだ。（一般傍聴者）

個人的意見だが、変更したほうが良さそうだ。（部会長）

#### 4 その他

河川管理者（河川調査官 村井氏）からの報告

琵琶湖部会とも関係があると思うので事前に報告したい。

流域委員会では、淀川水系の国の直轄区間の整備計画について議論していただいてきたが、計画を策定するにあたっては指定区間と呼ばれる府県の管理区間との関係についても考える必要がある。これまで、府県に意見を言ってもらう機会はなかったため、一度、指定区間の河川管理者として府県が流域委員会の議論に対して意見や質問を行う機会を設けていただけのように、11月13日の拡大委員会で要請するつもりである。（河川管理者）

河川管理者としての府県の質問を受けるかについては、委員会できちんと扱わなければいけない問題だろう。私個人としては、国土交通省を経由しての申し入れはお受けすべきではと思う。（部会長）

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

## 第16回猪名川部会(2002.11.8開催)結果概要(暫定版)

02.12.2 庶務作成

開催日時：2002年11月8日(金) 16:05～19:00

場 所：axビル アクスネット

参加者数：委員11名(うち2名は部会長の要請により参加)、河川管理者10名  
一般傍聴者49名、委員傍聴1名

### 1 決定事項

- ・次回部会の開催日時は、拡大委員会(11/13)等での議論、運営会議の検討をふまえ、後日決定する。

### 2 審議の概要

他部会、委員会WGの状況報告および情報共有

資料1-1「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、資料1-2「委員会WG結果概要」をもとに、委員会および他部会、各WGの活動状況等について報告が行われた。

最終提言に関する意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料2-1-2「淀川水系流域委員会 提言(素案021028版)」及び2-1-2補足「提言要旨(案)」をもとに、最終提言の素案内容について説明が行われ、その後、内容についての意見交換が行われた。

主な意見

- ・従来の延長線上で河川整備を行うのか、大きく転換するのか。我々は今、岐路に立たされている。委員一人一人がよく考え、素案へ意見を出してほしい。(リーダー)
- ・河川敷利用のところは、「自然復元形態の進展に伴い、段階的に堤内地へ戻していくことを目標にする」としてはどうか。

河川敷のグランドや公園の堤内地への移動は、もっと積極的に推し進める記述に変更してほしい。

- ・堤防の強化には長い期間と多額の予算がかかる。今の財政事情でそれが可能なのか。またその間の治水対策はどうするのか。整備の優先順位をしっかりと立てる必要がある。
- ・環境用水という言葉は、概念的で一般には分かりにくい。  
誤解を与えるような表現があれば、修正を検討する。言葉の定義等は、必要に応じて欄外で補記することも検討する。(リーダー)
- ・ダムは河川環境だけでなく現存する自然環境も悪化させるという記述が必要である。
- ・環境的特性のところは、「絶滅に瀕した魚や貝類もやや復活のきざしがある」との記述があるが、あまりに楽観的な表現であり、誤解につながる。
- ・「4-6ダムのあり方」のA案、B案は文面だけでは違いが明確でない。
- ・余野川ダムについては、提言に記述するダムの一般論とは切り離して考えるべき。整備計画原案が出された後に議論すべきである。
- ・最終提言を変更した際、細かい言葉の修正を除き、どの部分をどう修正したのかが分かるような形で資料を作成する。

細かい文言の修正を除き、主要な論点の変更は分かるようにしたい。(リーダー)

なお、提言素案に両論併記されていたダムの問題に関しては、出席した委員の大半がB案の支持を表明した。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、最終提言素案に関して意見があった。

### 3. 主な報告と意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料 2-1-2「淀川水系流域委員会 提言(素案 0 21028 版)」及び 2-1-2 補足「提言要旨(案)」をもとに、最終提言の素案内容について説明が行われ、その後、内容についての意見交換が行われた。

#### < 1-4 猪名川流域の特性 >

- ・猪名川部会にとっても、ダムの問題は重要なので、「1-4 猪名川流域の特性」にダムに関する記述を書き加えるべきだ。
- ・猪名川流域の環境的特性として、「一時絶滅に瀕した魚や貝類もやや復活のきざしがある」(1-4 頁 19 行目)と記述されているが、これはあまりに楽観的な表現であり、誤解につながる。この 10 年間は「復活」とは言えない状況にある。

#### < 2-3 河川利用の現状と課題 >

- ・猪名川流域の特性として、「市民は(中略)自然の動植物との共生を意識するまでには至っていない」(2-4 頁 16 行目)と記述されているが、正確ではない。「市民の多数は」と改めるべき。

#### < 2-4 河川環境の現状と課題 >

- ・猪名川は帰化植物の帰化率が全国で一番なので、猪名川の特性として記述すればよいのではないか。
- ・「一庫ダムで骨の湾曲した魚が発見されている」(2-6 頁 1 行目)という記述は必要か。現在、調査委員会で調査が行われており、その結果を待つべきだろう。

#### < 3-2 新たな治水の理念 >

- ・破堤による壊滅的被害の回避を優先するための堤防強化(スーパー堤防等)には多額の費用と時間が必要となる。その間の治水対策はどうするのか。現在の財政事情で実現可能なのか。整備の優先順位をしっかりと立てる必要がある。
- ・「社会的重要度の低い地域に洪水氾濫の誘導する」(3-3 頁 7 行目)とあるが、これを実現するためには、堤防整備と氾濫地域の災害・復旧費用や補償額等の経費の比較が必要となるだろう。住民の合意が得られるかどうかも疑問だ。

#### < 4-3 利水計画のあり方 >

- ・「環境用水」という言葉が表している内容をより正確に表現する必要がある。この言葉は概念的で分かりにくいので、一般に受け入れられる用語に書き換えるべき。
- ・「環境用水」が河川内に限定されている。農業用水の環境的側面も含めた用語に修正することはできないか。
- ・「環境用水」の創出がダム建設の新たな根拠とならないかという心配が、この言葉には感じられる。
- ・素案では「環境用水」として定量的な水を確保するようなニュアンスにとれたのだが、最低限も無限であり、変化するのがそもそもの環境用水ではないか。

#### < 4-4 河川利用計画のあり方 >

- ・高水敷の整備等について、「原則として新規の整備は認めるべきではない」(4-9 頁 21 行目)と記述されているが、猪名川においては、新規に整備できる場所すらないのが現状だ。このままでは、猪名川では河川環境学習を実現できなくなるだろう。猪名川部会としては「新規の整備は認めない」と明確に書いていくべきだ。
- ・高水敷の利用について、「自然復元形態の進展に伴い、段階的に堤内地へ戻していくことを目標にする」といった記述を加えて、実際の利用者の理解を得ながら長期的に計画を進めていく必要がある。

河川敷のグランドや公園の堤内地への移動については、もっと積極的に推し進めるために、具体的な記述が必要だ。

#### < 4-5 河川環境計画のあり方 >

- ・これまでの流域委員会で、下流から上流まで魚が往来できる川があってもよいのでは

ないかといった議論があったので、「堰の構造の改善」(4-12 頁 24 行目)には、魚道の設置も含まれていると考え、その旨を書き加えてはどうか。

#### <4-6 ダムのあり方>

- ・ダムは河川の自然環境だけではなく、現存する森林環境も破壊してきた。A案、B案ともにダムによる河川環境への影響には言及しているが、現存する森林や自然環境への影響については触れられていない。したがって、ダムによる影響としては、「河川環境」に加えて「現存する森林・自然環境」に関する記述を追加しなければならない。
- ・ダムWGでは、「計画・工事中のダムは新規ダムに含まれる」と合意したと理解している。しかし、B案の「新規ダムに準じた取り扱いをするものとする」という記述では、ダムWGでの合意が正確に反映されていない。「新規ダムに準じた取り扱い」ではなく、「新規ダムの取り扱い」とすべきだ。
- ・ダム建設工事が周辺の自然環境に及ぼす影響についても記述して頂きたい。
- ・A案もB案も方向性としてはそれほど変わらないのではないかと。余野川ダムが要るか要らないかというのは、原案が出たあとの議論の方が大事だと思っている。
- ・A案を支持する。猪名川のような都市河川においては、ダムの効果は大きい。生態系への影響は回避できると考えている。(部会長より、参考資料 2-1 補足「最終提言素案(021028 版)に対するご意見(追加分)」として紹介された)
- ・B案を支持する。B案では「ダムの建設はできるだけ抑制する」となっているが、はっきりと「ダムは採用しない」と記述すべきだ。
- ・地球温暖化や気候変動等の不確定要素が非常に多くある。B案は、これらの不確定要素について記述されているので、B案を支持したい。
- ・ダムが与える影響は近隣の河川環境のみならず、ダム建設に必要な資材調達のために山林を切り崩す等、周辺地域の自然環境にも広く影響を与える。流域の自然環境をトータルとして考えた場合、河道改修よりもダムの方が環境破壊を軽減できるケースがあるかもしれないが、その場合でもやはり、ダムは最後の選択肢として考えるべきである。B案を支持する。
- ・治水、利水、環境を同列に考えるならば、ダムは避けるべきだ。日本の河川がその急峻さによって多様な生物の生息域である瀬や淵を作り出すエネルギーを、ダム等の河川構築物は奪ってしまった。今後 30 年間を考えるならば、「ダムの建設はできるだけ抑制する」としているB案を支持する。
- ・A案とB案の違いは、「ダムのあり方についての抜本的な再検討が必要」という記述にあると考えている。もう一度ダムについて「抜本的な再検討」を行ったうえで、ダムが必要であれば作ればよいし、必要でなければ作らなければよい。B案を支持したい。
- ・一般論としては、B案を支持する。しかし、個別のダムについては、治水面、利水面からの検討はもちろん、地域特性も考慮した検討が必要だろう。余野川ダムに関しては、これまでの部会の議論で利水面の検討はほぼできたと思っているが、治水面についてはまだ不十分だ。
- ・余野川ダムの建設は、利水面から見れば必要なく、治水面からも必ずしも必要とは言えない。これまで部会で提供された情報等から判断して、余野川ダム建設は不要だと結論している。

#### <その他>

- ・第 14 回猪名川部会の資料 3-1「猪名川治水の基本的考え方」と、第 3 回ダムWGの資料 3-2「猪名川治水計画における余野川ダムの位置付け」では、前提となっている条件が微妙に食い違っており、比較検討することができない。これらの資料について、河川管理者からの説明を要請する。



#### 4．一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から最終提言素案について、意見が出された。

##### <主な意見>

- ・今後 30 年間の河川整備を対象にしている流域委員会の最終提言には、現在計画中・建設中の個別のダムに関する記述が必要である。
- ・流域委員会の提言は、武庫川のダムなど兵庫県の河川整備にも影響力を持っている。
- ・提言では「下流部に堤防未整備の危険区間がある」「堤防高が低くなったままの区間」といった記述があるが、具体的な地名をあげた方がよいと思う。

以上

発言の詳細については、「議事録」をご覧ください。